

尖閣諸島の表記に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月四日

参議院議長 西岡武夫殿

佐藤正久



尖閣諸島の表記に関する質問主意書

尖閣諸島は我が国固有の領土であり、尖閣諸島について領土問題は存在しないにもかかわらず、防衛省資料「在日米軍提供施設・区域配置図（沖縄）」では、久場島の射爆撃場が「黄尾嶼射爆撃場」、大正島の射爆撃場が「赤尾嶼射爆撃場」と中国名と思われる表記となつていて、そこで、以下のとおり質問する。

一 当該資料が日本名ではなく中国名と思われる表記になつている理由は何か。

二 当該個所を早急に日本名の表記に改めるべきと考えるが、その用意はあるか。

右質問する。

